

排出者(消費者等)に対する周知・広報活動等について

令和3年4月19日
経済産業省
環境省

各主体が連携した周知・広報活動の概要

家電リサイクルルートの「入口」に位置している消費者等(排出者)により、特定家庭用機器廃棄物が適切に引き渡されることを確保するため、国、製造業者等、小売業者等の関係者が相互に連携しながら消費者に対する普及啓発を実施。

① 幅広い関係者間の協力に基づく普及・啓発

➤ 商業組合と経済産業局・地方環境事務所との意見交換

- ◆ 経済産業局・地方環境事務所は、都道府県商業組合総会・理事会・消費者懇談会等で、小売業者や消費者等へ家電リサイクル法に係る説明・意見交換等を実施。

＜実績＞平成28年度：16回実施 平成29年度：22回実施 平成30年度：21回実施 令和元年度：7回実施

➤ 関係者の協力に基づく広報コンテンツの制作と展開

- ◆ 家電量販店や地域電機店の店頭、国や自治体の公共施設、有識者の大学・会社、製造業者等のオフィス・工場、消費者団体の事務所などにおいてポスターを積極的に掲示。
- ◆ 特にエアコンの買換えが多い夏場を重点広報期間と位置付け。
- ◆ 経済産業省と指定法人とが特設サイトを開設し、引き続き正しい処分方法を案内。
- ◆ 「政府広報オンライン」や「METI Journal」にも記事を掲載、多重的な広報を実施。

政府広報オンライン「家電4品目は正しい処分を！違法な「不用品回収業者」には要注意。」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201909/1.html>)

METI Journal「再確認したい！家電4品目のリサイクル」

(<https://meti-journal.jp/p/8348/>)

② 経済産業局・地方環境事務所等による家電リサイクルプラント見学会

10月の3R推進月間を中心に、家電リサイクルプラント見学会を実施。消費者団体や小売業者、一般消費者の方々にご参加いただいている。

＜実績＞平成28年度：7地方で8家電リサイクルプラント
平成29年度：8地方で10家電リサイクルプラント
平成30年度：8地方で9家電リサイクルプラント
令和元年度：8地方で9家電リサイクルプラント



「正しく」リサイクル

エアコン 冷蔵庫

テレビ 洗濯機

※上記に加え、冷凍庫と炊飯炊湯機も家電リサイクル法の対象品目です。

正しい処分方法はこちら

家電4品目の「正しい処分」早わかり

これで解決！家電リサイクル

廃棄物の処分は「無許可」の回収業者を利用しないでください！

ごみを大音量で処理 燃き地で回収 チラシを配布 インターネットに広告

「産業廃棄物収集搬送業許可」又は「古物商許可」は、家庭から排出される廃棄物の収集運搬には関係ありません。

高額請求に注意！

無許可の回収業者にはこのような場合があります。

廃棄物の処分は「無許可」の回収業者を利用すると、(無知に-based)となるが、廃物を積み込んだ車に高額の料金を請求されるトラブルが発生することがあります。

家電4品目「正しい処分」早わかり！

家電を正しくリサイクルしよう

経済産業省

(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/fukyu_special/index.html)

3秒でえらべる家電の捨て方

(<http://www.aeha-kadenrecycle.com/select/>)

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

① 消費者の排出時の行動に着目した周知・広報活動

- ◆ 「排出を検討している者」に対して効果的に適正排出を訴求するためのリステイング広告については、引き続き指定法人において実施。さらに経済産業省においても委託事業の一部として実施(④参照)。
- ◆ 違法な不用品回収業者に関する住民向けチラシのひな形を環境省において作成し、自治体に配布。
- ◆ 引越時に家電を処分しようとする排出者向けに、適切な排出方法を案内するチラシを作成。
- ◆ 引越業者向けにも、家電リサイクルの利用を周知するため、チラシ・リーフレットを作成・配布。全国7都市における説明会の開催を実施(H30)。

住民向けチラシひな型

表面

裏面

引越し時における家電リサイクルの利用促進チラシ*

引越し業者向けに家電リサイクル周知チラシ*

*の付いた資料は経済産業省ウェブサイト公表しています(https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html)。 2

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

② 解体工事の際に排出される廃家電に関する周知・広報活動

- ◆ 建物の解体工事に伴って排出される廃家電4品目について、解体建物のオーナー(事業者・一般家庭)向けにそれぞれチラシを作成。
- ◆ 建物の解体を担当する解体工事業業者向けのチラシも作成し、業界団体を通じて配布・周知。

解体工事発注事業者向けチラシ*

解体工事業業者向けチラシ*

③ 家電4品目を使用している事業所に対する周知・広報活動

- ◆ 事業者が排出する廃家電4品目は、他の産業廃棄物とまとめて排出されないよう、家電リサイクルルートでの回収を促進するためにチラシを作成・配布。
- ◆ 経済産業省では、指定法人の協力を得て、排出者や小売業者等の家電リサイクル実務担当者向けのパンフレットを作成。制度の概要や関係者の法令上の義務、正しい排出や適正な引取り・引渡しを詳細に解説。
- ◆ 備付けルームエアコンの排出台数が多いとみられる事業者に対して適正な排出を促すため、業界誌に記事・広告を掲載(R1)。

賃貸オーナー向け記事広告*

家電リサイクル法担当者向けガイドブック2019*

*の付いた資料は経済産業省ウェブサイト公表しています (https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/kaden_recycle/shiryousyu/shiryou.html)。 3

排出者の属性・行動に着目した周知・広報活動

④ リスティング広告の実施(経済産業省)

家電4品目を処分しようとする排出者が、処分方法をインターネットで検索すると、家電リサイクルではない処分方法が表示されることから、家電リサイクルによる処分方法を知ってもらうべく、経済産業省の調査研究事業の中で対抗広告を試験的に実施。

リスティング広告実施期間は経済産業省ウェブサイトの家電リサイクル案内に誘導できるが、広告期間が終了するとページビューは平常値に戻る事が分かった。継続的な広告の実施又は底上げ的な周知が必要。

経済産業省家電リサイクルページのユニークページビューの推移

